

平成25年度第1回富山県環境審議会 議事録（概要）

1 富山県環境審議会の組織・運営等について

(1) 副会長の選出

岩城勝英委員の退任に伴い、馬瀬大助委員が第2順位副会長に選出された。

(2) 専門部会及び小委員会の所属委員等の指名

遠藤俊郎会長が専門部会及び小委員会に属する委員と委員長の指名を行った。

(3) 富山県環境審議会運営規程の一部改正

小委員会の組織等について一部改正することが決定された。

2 富山県生物多様性地域戦略の策定及び希少野生動植物保護対策のあり方について

(委員)

資料1（3P）に記載の県政モニターアンケートの対象は。また、学校教育において「生物多様性」という言葉を児童が耳にする年齢は。

(事務局)

県政モニターは広報課において委嘱し、無作為で依頼。学校教育の場において生物多様性を学ぶ機会としては「ジュニアナチュラリスト制度」があり、夏休み期間中に実施。

(委員)

学校で環境を学べる仕組みはあるのか。

(事務局)

「総合的な学習」の時間において地域の動植物を調べたり、ビオトープを学んだりすることにより環境教育が実施されていると聞いている。

(事務局)

社会教育、公民館活動の一環として、親子で自然体験を行う活動もある。

(会長)

生物多様性と希少動植物保護対策という二つの課題を、一つの小委員会で検討するということか。

(事務局)

生物多様性の地域戦略という枠組みの中に、希少動植物の保護対策が含まれていることから、併せて検討したいと考えている。

(委員)

希少動植物保護対策は生物多様性地域戦略と連動した区域指定を行うということか。

また、県の生物多様性地域戦略は、2010年に名古屋で合意された愛知ターゲットにおける20の目標のなかから、本県に見合う目標を検討するということか。

(事務局)

県の生物多様性地域戦略は、国の生物多様性国家戦略を基本に策定するものである。

また、生物多様性地域戦略の対象区域は県全体だが、希少動植物保護対策の対象地域とは別と考えている。

(委員)

国立公園で規定された希少種以外について、区域指定や行為禁止を検討するのか。

(事務局)

希少種の保護区域等を条例で定めている県もある。本県も必要であれば検討したい。

(会長)

条例整備は、以前から自然環境専門部会や野生生物専門部会でも議論していたのか。

(事務局)

生物多様性地域戦略は、昨年、研究会から骨子が提出されている。今後、骨子を基本として議論することとしている。希少動植物保護対策は、本県に条例がないという話題はあったかもしれないが、具体的な議論はない。

(委員)

本県の地域戦略を策定し実現するためには、規制を行うための条例も必要ではないか。

(事務局)

地域戦略を策定する過程の中で、条例も必要だということであれば検討したい。

(委員)

国で規定されている希少種以外にも、県レベルでの希少種も当然あるのではないか。

(事務局)

自然公園については、3年前に県立公園の相当の広い地域をカバーし定めている。

(委員)

資料1(4P)に記載の4つの危機の事例を見ると、原因が記載されているが、戦略としては、主要な動植物は条例の規制のみではなく、開発行為も規制できればよいのではないか。また、自然に対する人からの働きかけについては、地域を定めないと偏りが出ると思う。

(事務局)

規制のみで生物の多様性を保護することは困難である。地域戦略は保護条例よりも大きな概念である。自然や環境に対して、人間側からの働きかけについての重要性や方向性についても議論いただいたうえで、策定したいと考えている。

(委員)

先ほど、骨子があると言われたが、具体的に何が記載されているのか。

(事務局)

放置竹林の定義や里山の整備等が記載されている。

(委員)

地球温暖化防止活動推進員として毎年、小学校4年を対象に地球温暖化について講義している。生物多様性についても、地球温暖化と同様に幅広い世代に関係すると感じた。

資料1(3P)には、淡水魚類が50%近くも絶滅のおそれがあると記載があり、驚いている。淡水魚は水温が10~11℃程度でないと生息できない。先日の測定でも15~16℃もあり温暖化が進行している。生物多様性についても、学校で取り上げていくことが必要だと思う。

(会 長)

骨子は、本日の委員には提示されていないのか。

(事務局)

骨子は今後の小委員会において提示したいと考えている。

2 神通川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

環境保全課長から諮問内容について説明があり、審議が行われた。その結果、水環境専門部会に付議し、調査審議することとされた。

<質疑事項なし>

3 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

(委 員)

黒部川の入善側にある「平曾川」は対象外なのか。

(事務局)

環境基準の測定は2級水系を対象としており、上流河川の利用状況等を勘案しながら河川を選定している。

(委 員)

常願寺川の上流側は測定地点が少なく、底流側に集中している。また入善の境川口も測定地点はないが、理由はあるのか。

(事務局)

小矢部川と神通川は、環境基準のA類型又はB類型に指定されており測定地点が多い。

(委 員)

資料3(4P)に記載の測定地点一覧を見ると、富山県と国土交通省が測定する箇所、県は測定しない箇所がある。また、県は小矢部川や庄川を測定し、常願寺川は国土交通省のみが測定するが、理由はあるのか。

(事務局)

国土交通省が管轄する河川は国土交通省が測定し、国土交通省の測定以外は富山県が測定を行い、中核市分は富山市が測定を行う。ただし、取りまとめは県で行っており、計画は関係機関と十分調整のうえ、策定している。

4 立山のバス利用の適正化等に関する調査・検討について(報告)

(会 長)

私は当該有識者会議の議長として参画しているが、立山の自然環境の保全と、重要な観光資源でもあるというバランスを検討するために調査を実施するものである。

(委 員)

観光バスの排ガスに着目し自然環境の保全を検討すると、全部電気自動車にということになりかねない。立山への入山も自然の秩序が乱れる可能性がある、という視点も入れたらよいと思う。